I. 総括研究報告

輸出先国のリスク管理に対応した残留農薬データ等の 補完に関する研究

渡邉敬浩

令和2年度厚生労働行政推進調査事業費補助金 食品の安全確保推進研究事業

輸出先国のリスク管理に対応した残留農薬データ等の補完に関する研究 総括研究報告書

研究代表者 渡邉敬浩 国立医薬品食品衛生研究所安全情報部

研究分担者 山田友紀子 国立医薬品食品衛生研究所安全情報部

研究分担者 加藤 拓 東京農業大学応用生物科学部 研究分担者 荒川史博 日本ハム株式会社 中央研究所

研究概要

研究課題 1. 農薬等の残留する試料の作成と残留物の評価に関する研究

農薬の適正使用の結果として農産品に含まれる可能性のある残留物の 量を知ることを主目的として、作物残留試験が実施される。作物残留試験 を通じて得られる、農薬を投与(処理)した結果としての残留物を含む試料 はインカード試料と呼ばれ、加工試験や分析法の妥当性確認に必須であ る。本研究では、作物残留試験が実施できない場合におけるインカード試 料の作成について検討し、作成したインカード試料に含まれる農薬残留 物を評価することを目的とした。本年度の研究においては、 エトフェン プロックス(Etofenprox)とジノテフラン(Dinotefuran)を有効成分として選 定し、OECD Guideline for the Testing of Chemicals 509 に準拠した農薬投 与と作物栽培を行い、稲に由来する各種農産品のインカード試料を作成 した。まず、農薬処理区と対照区である無処理区を同一圃場内に設置し、 各農薬の有効成分に定められた使用時期の収穫前期間、並びに使用間隔 が最小となるように農薬を投与し、収穫後に試料を調製した。その結果、 農薬を投与し栽培した各期間の稲の生育量に違いがないことが確認され た。次に、公示分析法を基礎として開発した分析法を用いて、残留物とし てのエトフェンプロックスとジノテフランを分析した。その結果、各残留 物の濃度は、籾殻>稲わら>玄米の順に高い値を示した。これら残留物濃 度の違いは、農薬の散布と作物の育成時期を考慮すると妥当な結果と考 えられた。

研究課題 2. 近年国際的に求められているリスク管理のための新規分析 手法の開発と国内導入に関する研究

農林水産物・農産加工品(農産品等)の輸出促進のためには、国際整合した食品安全行政とそれによる取組が基本となる。農薬残留物の規制に関しては、国際整合した考え方や方法論に基づいて輸出先国により設定された最大残留基準値(MRL)への適合を確実にすることや、MRL が設定されていない場合には設定申請(インポートトレランス申請)することが具体的な方策となる。取組の1つとして、規制の目的で使用可能な簡易で迅速な分析法の提示も必要だが、わが国においては検証が十分でなく、国産農産品等輸出促進の障壁となる可能性があり解決すべき課題である。

本研究では、農薬残留物の簡易で迅速な分析法として国際的にも急速に認められつつある QuEChERS 法について、インカード試料を用い、従来の分析法との比較を行いながら、厳密な性能評価を行う事を目的とした。本年度研究においては、研究課題1によって作成されたエトフェンプロックス及びジノテフランの残留物を含むインカード試料(玄米)の計画的な分析を通じて、QuEChERS 法の性能を評価するとともに試料調製方法等のさらなる検討につながる重要な知見を得た。

その他の課題として、国内流通する農産品における農薬残留物濃度の海外 MRLへの適合度の検証を、先行研究により実施されたいちごの他にコメと茶を対象として実施した。その結果からも、わが国における農業の適正な実施の結果として生じる可能性のある濃度であることを科学的根拠に基づき実証し、インポートトレランス申請することが有効であると考えられた。

研究課題 3. 輸出可能性が高い農産品における残留物濃度の加工による変化に関する研究

農産品等の輸出推進の観点からも、MRL 設定は一国の課題ではなく、多くの国で受け入れられるよう適切な科学的根拠をもとに行わなければならない。農薬等を使用して栽培された作物由来の農産品を原料とする農産加工品を対象に、暴露量の精密推定や MRL 設定の必要性を判断するためには、農産品と農薬との組合わせごとに、農薬残留物の加工による変化や加工後の濃度を明らかにする必要がある。そのために実施される研

究は加工試験と呼ばれるが、貿易量の大きな主要な農産加工品でしか実施されていない。

本研究課題では、わが国に特有であり輸出の可能性もあるが、これまでに加工試験の実施されていない農産加工品を選定し加工試験を実施することを通じて、暴露量の精密推定や MRL 設定の必要性の判断に資するデータを取得することを目的とした。本年度の研究においては、研究課題 1で作成されたインカード試料(玄米)を原料として、プラントレベルでのこめ油の製造、及び家庭における一般的な方法を用いた米飯の調理を行い、エトフェンプロックス及びジノテフランに関する加工係数及び物質収支(マスバランス)について検討した。

研究課題 4. MRL 設定に関わる残留物の定義、MRL 設定やインポートトレランス設定に利用可能なデータセットに関する研究

わが国における農薬の MRL 設定や、わが国から輸出先国へのインポートトレランス設定の申請が、より科学的かつ国際的に整合した方法で実施できるようにすることを目的として、今年度の本研究においては、①昨年度に引き続き、MRL やインポートトレランスを設定するために最重要な「残留物の定義」の決定に関する OECD Working Group on Pesticides の参加にある Residue Chemistry Expert Group の Subgroup である Drafting Group on Definition of Residue に参加し、残留分野において、日本の現状を説明するとともに、残留物の定義に関する OECD ガイドライン策定へ向けて貢献した。②他国で実施した作物残留試験の結果をわが国における MRL の設定に使用できるかどうかの検証の 2 年目として、その検証の対象とする農薬/食品の組合せを特定した。

本研究総括報告書は、研究課題の1~4について各分担研究者により執筆された分担研究報告書からの選択と抽出を通じて再構成された。

研究課題 1. 農薬等の残留する試料の作成と残留物の評価に関する研究

A. 研究目的

暴露量の精密な推定や、農産物に含まれる農薬残留物を許容する上限値である最大残留基準値(MRL)設定の必要の判断には、農産加工品における残留物の挙動を知るために、加工試験が必要である。また、設定されたMRLへの適合判定を目的とした分析においては、使用する分析法が必要とされる性能規準を満たしているかを評価し、妥当性を確認しなければならない。本来、これらの加工試験や妥当性確認には、農薬等を投与した結果として生じる残留物を含む試料(インカード試料)を使用しなければならない。

農薬等の新規登録時であれば作物残留試験等を通じてインカード試料を作成することが可能である。しかし、すでに設定されているMRLに関するデータギャップを埋めるために、新たな作物残留試験等を実施することは不可能である。本研究では、登録済み農薬を対象に、インカード試料の作成検討、及びそこに含まれる残留物の評価を目的とした。具体的には、作物の栽培方法や当該作物に適用のある農薬の使用時期、使用方法等を考慮して使用する農薬を特定し、実際の農業における栽培を反映する方法で当該作物に使用し、3年間を通じて、複

数の農薬と作物の組合わせについて、加工試験、及び妥当性確認に利用することのできるインカード試料の作成を検討する。1年目となる本年度の研究では、稲を対象作物とし、稲から調製される農産品(玄米・籾殻・稲わら)に含まれるエトフェンプロックス(Etofenprox)、並びにジノテフラン(Dinotefuran)残留物について検討する。

B. 研究方法

1. 投与農薬の選定

今年度の研究対象として栽培するこ とを決めた稲への投与が登録されてい る農薬のうちから、①使用濃度が高く、 かつ収穫直前に使用可能であることか ら、収穫した米粒における残留物の濃度 が分析法の定量下限値に比べ十分に高 くなると考えられること、②FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議(JMPR)に作物 残留試験データが提出されており、評価 書によって農産品における残留物の濃 度が高いことが示されていること、③浸 透移行性の低いものが望ましいこと、④ 分析法の特徴と性能に関係することか ら、水・オクタノール分配係数が高いも のと低いもの、⑤分析対象化合に関する 標準試薬が入手可能であること、⑥使い やすく、残留物の濃度がより一様になる

剤型が存在すること、⑦複数の有効成分 を選択する場合には収穫前期間が同じ であり、混合剤が市販されていること、 ⑧分析に必要な費用、などを総合的に考 慮して、2剤を選択した。

2. インカード試料の作成方法

本年度の研究においては、わが国の代 表的穀物である稲(品種:コシヒカリ)を 検討対象作物として選定し、インカード 試料の作成を検討した。実際の農業によ る取組に即した栽培を通じたインカー ド試料の作成が求められることから、本 研究では、圃場スケールでのインカード 試料の作成について検討した。OECD Guideline for the Testing of Chemicals 509 (OECD ガイドライン 509)は、圃場スケ ールでのインカード試料は、通常の使用 方法を反映した方法で試験物質を使用 でき、代表性のある試料をバイアスなく 採取できる規模の圃場にて作成するこ とを求めている。そこで、本研究では試 験圃場として約 17a の水田を使用した。 また、各処理区は、OECD ガイドライン 509 に準拠するために、同一の試験圃場 内に農薬処理区と無処理区を設置し、無 処理区への農薬成分による汚染が起こ らないように処理区間に十分な規模の 緩衝地帯を設けた。

種籾は令和2年4月11日に播種し、 同年5月1日に育苗した20日苗を定植 した。播種時に除草剤としてカフェンス トロール・シクロスルファムロン・ダイムロン・ベンゾビシクロン粒剤(商品名サスケ-ラジカルジャンボ;OATアグリオ株式会社)と殺虫剤としてイミダクロプリド粒剤(商品名アドマイヤ-CR箱粒剤;クミアイ化学工業株式会社)を育苗箱処理した。

定植した苗の株間は 30 cm、畝間は 24 cm とし、裁植密度は $13.9 \text{ 本} \text{ m}^{-2}$ とした。各処理区の面積は 200 m^{2} とし、うち外周 50 m^{2} を番外区とし、残りを試験区とした。

分析法の妥当性確認及び加工試験のためのインカード試料の作成に使用する農薬は、エトフェンプロックス・ジノテフラン水和剤(商品名トレボンスターフロアブル; 三井化学アグロ株式会社)とした。本剤は、エトフェンプロックス(7.0%)とジノテフラン(3.0%)を含有する混合剤である。本研究においては、本剤をラベルに記載されている最大の使用方法に則り、300倍希釈(エトフェンプロックス23gaihL-1; ジノテフラン10gaihL-1)で使用した。また収穫前期間は7日間である。

ラベルに記載されている使用時期の 収穫前期間、並びに使用間隔が最小となるように、収穫21日前(令和2年8月4日)、収穫14日前(令和2年8月11日)、収穫7日前(令和2年8月18日)の計3回、農薬散布を行った。登録されているエトフェンプロックスとジノテフラン の使用回数は、育苗箱処理も含めると最大4回であるが、本研究では定植後の最大使用回数である3回を散布した。

収穫時(令和2年9月1日)に圃場の各処理区から、稲わらと籾の2種類の農産品を採取した。農薬残留物のコンタミネーションを避けるために、農産品の採取は無処理区から行った。稲わらは、各処理区の試験区内から、約4m毎に一株を地際から刈り取り、各計24株(各処理区12株)を個別にポリエチレン製袋に採取し、採取後直ちに冷凍保存した。一方、籾は番外区、試験区の順に、乗用コンバインを用いて、刈り取りし脱穀した。脱穀後の籾は、ガラス温室にて風乾し、水分が16%になるように調整した。水分調整した籾を籾すりし、玄米と籾殻に分け、それぞれを直ちに−20℃にて保存した。

3. インカード試料における農薬残留物の分析方法

玄米は、0.5 mm のメッシュを装備した超遠心粉砕機 ZM-200(Retsch 製)を用い粉砕した。籾殻は、1.0 mm メッシュを装備した同超遠心粉砕機を用いて粉砕した。稲わらは解凍後、各袋から2から3本を抜き取り、10 cm に細断・混合し、農薬処理区・無処理区ごとに1試料ずつを調製した。分析時には、更に2~3 cm に細切した後ブレンダーミキサーBlixer3(robot coupe 製)を用いて粉砕した。調製した各分析用試料は、エトフェン

プロックス及びジノテフランを対象と する公示分析法を基礎として構築した、 一斉分析法を用いて分析した。本一斉分 析法の分析対象化合物は、エトフェンプ ロックス並びにその代謝物である α -CO、及びジノテフランである

エトフェンプロックス及びα-CO の 分析では、試料 10.0 g に水 20 mL(稲わ らの場合には 30 mL)を加え 2 時間静置 後、アセトン 100 mL(稲わらの場合には 120 mL)を加えてホモジナイズした後に 吸引ろ過した。残渣にアセトン 50 mL を 加えホモジナイズした後、吸引ろ過した。 得られたろ液を合わせ、アセトンにより 200 mL に定容し抽出液とした。抽出液 8 mL を分取し、InertSep C18 カラム及び Sep-pak Long Florisil カラムを用いて順 次精製し、減圧濃縮して得られた残留物 をメタノールにより 1 mL に定容した。 エトフェンプロックス並びに α -CO と もに、試料が籾殻の場合には 100 倍希 釈、稲わらの場合には50倍希釈した後 に液体クロマトグラフ-タンデム型質量 分析計(LC-MS/MS)に注入して測定した。 ジノテフランの分析では、エトフェン プロックスの分析と同様に 10.0 g の試 料からアセトンを用いて抽出を行った 後に抽出液 0.8 mL を分取し、InertSep Ksolute を用いて精製した。減圧濃縮後の 残留物をメタノールにより 1 mL に定容 した。試料が玄米の場合には、5倍希釈、 籾殻の場合には40倍希釈、稲わらの場

合には 10 倍希釈した後に LC-MS/MS に 注入して測定した。

測定用標準溶液を LC-MS/MS に注入し、各分析対象化合物の重量とピーク面積から作成した検量線(最小二乗法)を使用し、試料における各分析対象化合物の濃度を算出した。なお、測定溶液から得られる信号強度が検量線の設計範囲を超えた場合は適宜希釈して再度測定した。

C.D. 結果及び考察

1. インカード試料の作成

本年度の研究において栽培した稲の草丈は、農薬の無処理区では 128.8(±2.7) cm、処理区では 132.0(±3.9) cmであった。また、茎数は無処理区では29.4(±4.8)本、処理区では36.6(±5.2)本であった。以上の結果の通り、草丈及び茎数に、処理区間での顕著な違いは認められなかった。したがって、農薬の投与により作物の生育に異常等が生じることなく、作物体重量が揃ったインカード試料が作成できたと考えられる。

収量構成要素である穂数、一穂籾数、登熟歩合、千粒重の値を乗じて玄米収量を算出した結果、農薬の無処理区では 608.7(±114.3) g/m²、処理区では690.7(±75.9) g/m²となり、処理区間の結果に顕著な違いは認められなかった。また各収量構成要素にも、処理区間での顕著な違いは認められなかった。こ

れらの点からも、農薬の投与により生育が異常になることは無く、玄米の収量も影響を受けず、通常の農業により得られる農産品を模したインカード試料が作成されたと考えられる。

2. インカード試料における各農薬残留物濃度

インカード試料から得られたエトフ エンプロックス濃度は、籾殻>稲わら >玄米の順に高い値を示した。 稲わら (葉身+稈+葉鞘)重と穂重の差が小さい こと、並びに農薬を出穂後に散布した ことを鑑みると妥当な結果と考えられ た。α-COの濃度もエトフェンプロック スと同様に、籾殻>稲わら>玄米の順 に高かった。α-CO について得られた結 果も、エトフェンプロックスと同様に 農薬が付着する作物の部位と量に起因 するものと考えられた。ジノテフラン の濃度も同様に、籾殻>稲わら>玄米 の順に高い値を示した。また、玄米と籾 殻との間でジノテフラン濃度の比(玄米 /籾殻)を計算した結果、エトフェンプロ ックス濃度について同様に計算した比 の10倍に近い値となった。投与された 農薬の作物への付着、生育環境下にお ける分解、また植物体への浸透等、様々 な要素を考慮する必要があるが、玄米 における残留濃度に与える影響につい ても、今後検討する必要があると考え られた。

研究課題 2. 近年国際的に求められているリスク管理のための新規分析手法の開発と国内導入に関する研究

A. 研究目的

現在のわが国政府の方針として農 産品等の輸出促進が掲げられている。 食品安全行政の国際整合は、この政 府方針に沿った取組の基礎となるた め極めて重要である。例えば、輸出先 国に設定された MRL に対して輸出 を意図する農産品等における農薬残 留物濃度の適合を確実にすること、 また MRL が設定されていない場合 等には必要とされるデータを科学的 根拠として示して MRL の設定を申 請(インポートトレランス申請)する ことは、食品安全行政の国際整合に 基づく輸出促進のための具体的な方 策となる。国際的な観点から見て標 準的な MRL の設定あるいはインポ ートトレランスの申請には、農薬残 留物濃度を示すデータ等の他に、規 制目的で使用可能な簡易で迅速な分 析法の提示が求められる。しかし、こ れまでのわが国においては、そのよ うな分析法の検証が十分でなかった。 そのため、国産農産品等の輸出促進 の障壁となる可能性があり解決すべ き課題である。

本研究では、国際標準の MRL 設定 ひいては国産農産品等の輸出促進に 資する研究として、QuEChERS 法の 厳密な性能評価、国内残留実態濃度 に基づく海外 MRL への適合度の検 証について検討した。以下、検討課題 ごとに目的を示す。

A-1. QuEChERS 法の厳密な性能評価

近年、農薬残留物の簡易で迅速な分析法として QuEChERS 法が開発された。QuEChERS とは、Quick(迅速)、Easy(簡単)、Cheap(安価)、Effective(効率的)、Rugged(頑健)、Safe(安全)の混成語であり、農薬残留物の分析に求められる様々な要件を満たす分析法として期待されている。農薬残留物の規制分野において、国際的にももの規制分野において、国際的にももの対法としてだけではなく、作物残留試験データの取得にも利用され始めている。

国産農産品の輸出促進の観点からは、国際標準のMRL設定またインポートトレランスの申請に備え、QuEChERS 法の適用可否を明らかにしておくことが重要である。また国内においても、QuEChERS 法の利用が検討され始めているが、公的に示されてきた従来の分析法(公示分析法)との比較も含めた厳密な性能評価が最重要課題とされている。

本研究では、QuEChERS 法と呼称される分析法のうち代表的な方法を対象とし、農薬を投与した結果としての残留物を含む試料(インカード試料)の分析を通じて従来の分析法との比較も行いつつ、厳密な性能評価を行うことを目的とした。

A-2. 残留物実態濃度に基づく海外 MRL への適合度の検証

農業に必要な最小量の農薬の使用が MRL 設定の前提であるが、農薬使用の最小量は、その国や地域の気候や病害虫等の発生により異なる。そのため、設定された MRL の値が国により異なる場合もあるが、科学的根拠を示すことで合理性が認められる。

輸出を意図する相手国において当 該農産品等を対象とする MRL が設 定されていた場合には、その MRLへの適合を確実にすることが基本といる 。しかし、当該国における農薬定が 使用基準や登録が無く、一律設された MRLの値がわが国の農業により達れた MRLの値がわが国の農業により 可能な値に比べ低くなる可能性がある。そのような場合に、わが国の MRL にはる場合しても、当該国では不研究 にはる場合も想像される。本研的 は、そのよう可能性の検証を可 は、そのよう可能性の検証を になる場合も想像される。 とこことの は、そのよう可能性の検証を になる場合の は、そのよう可能性の検証を は、そのよう可能性の検証を は、そのよう可能性の検証を は、そのよう可能性の検証を は、そのよう可能性の検証を は、そのよる可能性の検証を して、 国内流通する農産品等の残留 濃度データを対象に、海外 MRL への 適合度を検証した。

B. 研究方法

B-1. QuEChERS 法の厳密な性能評価 B-1-1. 試薬等

B-1-1-1. 標準品

- ・エトフェンプロックス標準品: 純度99.9%(林純薬工業製)
- ・ジノテフラン標準品:純度 99.8%(富士フイルム和光純薬製)

B-1-1-2. 試薬

- ・アセトン、アセトニトリル:残留農 薬試験用(関東化学製)
- ・メタノール:高速液体クロマトグラフ用(関東化学製)
- ・塩化ナトリウム、酢酸アンモニウム: 試薬特級(関東化学製)
- ・くえん酸三ナトリウム二水和物、無水硫酸マグネシウム:試薬特級(富士フイルム和光純薬製)

B-1-1-3. 試液の調製

- ・1 mol/L 酢酸アンモニウム溶液:酢酸アンモニウム 15.43 g を水に溶解し 200 mL とした。
- ・2 mmol/L 酢酸アンモニウム溶液: 1 mol/L 酢酸アンモニウム溶液 2 mL に水を加えて 1000 mL とした。

B-1-1-4. 標準溶液の調製 1)標準原液の調製

・エトフェンプロックス標準原液:エトフェンプロックス標準品 25 mg を精密に量り、50 mL 容全量フラスコに入れた。アセトンを加え、超音波を照射して溶解した後に定容し、これをエトフェンプロックス標準原液(500 mg/L)とした。

・ジノテフラン標準原液:ジノテフラン標準品 25 mg を精密に量り、以下上記と同様に調製し、ジノテフラン標準原液(500 mg/L)とした。

2)添加用混合標準溶液の調製

・添加用混合標準溶液(1 mg/L):標準 原液(500 mg/L)1.0 mL を 25 mL 容全量 フラスコに採り、アセトンを加えて定 容し、希釈用標準溶液(20 mg/L)を調製 した。次いで、希釈用標準溶液(20 mg/L)1.0 mL を 20 mL 容全量フラスコ に採り、アセトンを加えて定容した。 ・添加用混合標準溶液(5 mg/L):標準 原液(500 mg/L)1.0 mL を 25 mL 容全量 フラスコに採り、アセトニトリルを加 えて定容し、希釈用標準溶液(20 mg/L) を調製した。次いで、希釈用標準溶液 (20 mg/L)2.5 mL を 10 mL 容全量フラ スコに採り、アセトニトリルを加えて 定容した。

3)検量線用混合標準溶液の調製

標準溶液を希釈し調製した測定用 混合標準溶液の一部を検量線用混合 標準溶液とした。

B-1-2. 装置

・超遠心粉砕機: ZM-200

「Retsch 製]

• エルビスシェーカー

「スギヤマゲン製]

・高速液体クロマトグラフ・タンデム 型質量分析計(LC-MS/MS)

機種: LC部; Nexera X2(LC30-AD)

[島津製作所製]

MS 部: LC/MS-8050

[島津製作所製]

解析ソフト: LabSolutions LCMS

[島津製作所製]

カラム: InertSustain C18 (内径 2.1 mm、 長さ 150 mm、粒径 5 μm)

「ジーエルサイエンス製]

カラム温度:40℃

B-1-3. 試料の調製

B-1-3-1. 分析用試料(インカード試料 及びコントロール試料)の調製

稲の栽培時に農薬を投与し調製した玄米をインカード試料、農薬を投与せず調製した玄米をコントロール試料とした。約1kgのインカード試料、及びにコントロール試料を 0.5 mm メッシュを装備した超遠心粉砕機を用いて粉砕することにより、分析用試料を調製した。調製した分析用試料は、-20℃の条件で冷凍保存した。

B-1-3-2.管理用試料の調製

適正な分析操作等が行われたことを確認する目的から、管理用試料を調製し、併行条件下でインカード試料とともに分析した。管理用試料の調製方法は以下の通りである。

B-1-3-1.に示した方法に従い調製した玄米コントロール試料を、基本分析法の場合には $10.0\,\mathrm{g}$ 、 QuEChERS 法の場合には $5.0\,\mathrm{g}$ 分取した後、濃度が $0.1\,\mathrm{mg/kg}$ になるようにエトフェンプロックス及びジノテフラン標準品を添加することで、管理用試料を調製した。具体的には、基本分析法の場合には添加用混合標準溶液 $(1\,\mathrm{mg/L})$ を $1\,\mathrm{mL}$ 、 QuEChERS 法の場合には添加用混合標準溶液 $(5\,\mathrm{mg/L})$ を $100\,\mathrm{\mu L}$ を、それぞれ量りとった玄米コントロール試料に添加した。

B-1-4. 分析

B-1-4-1. 分析対象化合物

本研究で用いたインカード試料の作成には、エトフェンプロックス、及びジノテフランを用いた。規制のための残留物として定義されており、農薬投与の結果生じた残留物としてインカード試料に含まれることも予想されたことから、エトフェンプロックス及びジノテフランを分析対象化合物とした。

B-1-4-2. 分析法

B-1-4-2-1. 測定用溶液の調製

1)公示分析法に基づくエトフェンプ ロックス分析法(エトフェンプロック ス基本分析法)

公示個別分析法:エトフェンプロックス(農産物)が採用している抽出溶媒を変更せず、LC-MS/MSによる測定を前提に以下の分析法を構築し、本研究では使用した。

試料 10.0 g に水 20 mL を加え 2 m 間静置した。アセトン 100 mL を加え、ホモジナイズした後、吸引ろ過した。ろ紙上の残留物にアセトン 50 mL を加え、ホモジナイズした後、吸引ろ過した。得られたろ液を合わせ、アセトンを加えて正確に 200 mL とした。抽出液を 1 mL 分取し、メタノールで 20 mL に定容した。10 mL にたる 10 mL に定容した。10 mL にたる 10 mL に定容した。10 mL に定容した。10 mL にたる 10 mL に定容した。10 mL にたる 10 mL にたる 1

2)公示分析法に基づくジノテフラン 分析法(ジノテフラン基本分析法)

公示個別分析法:ジノテフラン(農産物)が採用している抽出溶媒を変更せず、LC-MS/MSによる測定を前提に以下の分析法を構築し、本研究では使用した。

試料 10.0 g に水 20 mL を加え 2 時間静置した。 アセトニトリル <math>100 mL を加え、ホモジナイズした後、吸引ろ 過した。ろ紙上の残留物にアセトニト リル 50 mL を加え、ホモジナイズした

後、吸引ろ過した。得られたろ液をあわせ、アセトニトリルを加えて正確に $200 \, \text{mL} \, \text{とした}$ 。抽出液を $1 \, \text{mL} \, \text{分取}$ し、 $\text{メタノールで} \, 20 \, \text{mL} \, \text{に定容した}$ 。 $\text{LC-MS/MS} \, \text{に注入し、B-1-4-2-2.測定条件 に従い測定した。}$

3)QuEChERS 法

エトフェンプロックス及びジノテフランを一斉に分析可能なQuEChERS法として以下を構築し、本研究では使用した。

試料 5.0 g に水 10 g 及びアセトニトリル 10 mL を加え、シェイカーを用いて 250 rpm で 1 分間振とうした。無水硫酸マグネシウム 4 g、塩化ナトリウム 1 g、くえん酸三ナトリウム二水和物 1 g 及びくえん酸水素二ナトリウム 1.5 水和物 0.5 g を加え、250 rpm で 1分間振とうした。3000 rpm で 5 分間遠心分離し、アセトニトリル層を分取した。抽出液を 0.5 mL 分取し、メタノールで 100 mL に定容した。

B-1-4-2-2. 測定条件

1)エトフェンプロックス測定のため の LC-MS/MS 操作条件例

移動相: A 液; 2 mmol/L 酢酸アンモニウム溶液

B 液; メタノール

A 液: B 液(13:87)

流量: 0.2 mL/min

注入量:4 μL

コリジョンガス:アルゴン

モニターイオン等:394、177 m/z

2)ジノテフラン測定ための LC-MS/MS 操作条件

移動相: A 液; 2 mmol/L 酢酸アンモニウム溶液

B 液;メタノール

A液:B液(20:80)

流量: 0.2 mL/min

注入量:2 μL

コリジョンガス:アルゴン

モニターイオン等: 203、113 m/z

B-1-4-2-3. 検量線の作成

分析時ごとに、検量線用混合標準溶液を測定して、各分析対象化合物の重量とピーク面積から、最小二乗法により得た一次回帰式を検量線として用いた。いずれの検量線についても、決定係数は≥0.999となった。

B-1-4-3. 濃度の計算

各測定用溶液を LC-MS/MS に注入し計測されたピーク面積から、検量線を用いて各分析対象化合物の重量を逆推定後、分析法と分析対象化合物との組合せごとに、次式に従い試料における濃度を算出した。

1)基本分析法の場合

公示分析法に基づき構築した基本

分析法によるエトフェンプロックス 並びにジノテフラン分析時には、下式 により試料における濃度を算出した。 ・エトフェンプロックス濃度(mg/kg) = 検量線から求めた重量(ng)×50 mL/4 μ L×200 mL/1 mL×1(希釈率)× 1/10 g

・ジノテフラン濃度(mg/kg)=検量線 から求めた重量(ng)×20 mL/2 μL× 200 mL/1 mL×1(希釈率)×1/10 g

2)QuEChERS 法の場合

構築した QuEChERS 法によるエトフェンプロックス並びにジノテフラン分析時には、下式により試料における濃度を算出した。

- ・エトフェンプロックス濃度(mg/kg) = 検量線から求めた重量(ng)×50 mL/4 μL×200 mL/1 mL×1(希釈率)× 1/10 g
- ・ジノテフラン濃度(mg/kg)=検量線 から求めた重量(ng)×20 mL/2 μL× 200 mL/1 mL×1(希釈率)×1/10 g

B-1-4-4. 定量下限値(LOQ)の推定

各分析法の LOQ は、検量線の最下 点として設計した分析対象化合物の 量と、希釈を含む測定用溶液の調製手 順から、以下の通り、計算により推定 した。

1)基本分析法の LOQ

・エトフェンプロックスについて:

0.0008 ng \times 20 mL/4 μ L \times 200 mL/1 mL \times /10 g=0.08 mg/kg

・ジノテフランについて: $0.0004 \text{ ng} \times 20 \text{ mL/2} \ \mu L \times 200 \text{ mL/1} \ \text{mL} \times /10 \text{ g} = 0.08 \text{ mg/kg}$

2) QuEChERS 法の LOQ

- ・エトフェンプロックスについて: $0.0008~\rm ng \times 100~mL/4~\mu L \times 10~mL/0.5$ $mL/5~\rm g = 0.08~mg/kg$
- ・ジノテフランについて: $0.0004 \text{ ng} \times 100 \text{ mL/2} \text{ } \mu \text{L} \times 10 \text{ mL/0.5 mL/5 g} = 0.08$ mg/kg

B-2. 残留物実態濃度に基づく海外 MRL への適合度の検証

厚生労働省医薬·生活衛生局食品基 準審査課が収集した、食品における農 薬残留物検査結果(2013年~2017年実 施分)から国内で生産された農産品等 のデータを抽出し、諸外国が設定する MRLの値と比較した。諸外国が設定す る MRL の値は、農林水産省が実施し た「輸出環境整備推進事業(主要国・地 域の残留農薬基準値調査事業)」報告 書、並びに諸外国における残留農薬基 準値に関する情報の品目別残留農薬 基準値*から引用した。農林水産省の 調査事業では、香港、台湾、韓国、中 国、シンガポール、マレーシア、イン ドネシア、タイ、ベトナム、米国、カ ナダ、オーストラリア、ニュージーラ

ンド、ロシア、アラブ首長国連邦(UAE)、サウジアラビア、欧州連合(EU)、及び国際政府間組織である Codex 委員会が調査対象とされていた。

諸外国による食品規格の策定にお いても、MRL が設定されることの他 に、不検出であることが求められる場 合が確認された。しかし、不検出であ ることを分析により担保するために 必要な分析法の検出下限値が不明で あったため、各種農産品と当該農薬と の組み合わせを精査し、MRL として 0.01 mg/kg 以上の値が発見された場合 には 0.005 mg/kg、0.01 mg/kg 未満の値 が発見された場合にはその 1/2 の値を 検出下限値と想定し解析を進めた。一 方の国内で生産された農産品等のデ ータについては、ND(検出せず)として 報告されている場合には、合わせて報 告された検出下限値の 1/2 を取得され た農薬残留物濃度として解析に使用 した。

本研究では、わが国からの代表的な輸出農産品になる可能性があると考えた米、茶、いちごを対象とした。これら3種の農産品に対して実施された検査において取得された農薬残留物データと諸外国が設定する MRL の値を比較した。比較に使用したデータ数は、米について91,045 件、茶について11,418 件、いちごについて63,768 件であった。

*(https://www.maff.go.jp/j/shokusan/exp ort/zannou_kisei.html)

C.D. 結果及び考察

CD-1. QuEChERS 法の厳密な性能評価

①基本分析法の構築

わが国において公的に示されてい る農産品中のエトフェンプロックス 及びジノテフランを対象とする分析 法は、抽出に使用する溶媒がアセトン とアセトニトリルに異なっている。ま た、測定系は HPLC-UV を基本として いる。本研究における公的に示された 分析法の役割は、QuEChERS 法の性能 を評価するための基準を与えること である。そのため、測定系には、 QuEChERS 法と共通させるために LC-MS/MS を使用することとした。さらに、 エトフェンプロックスとジノテフラ ンの抽出に同一溶媒を使用すること で、両化合物を一斉分析可能な基本分 析法の構築について検討した。

エトフェンプロックスとジノテフランの基本分析法は、アセトンとアセトニトリルのいずれを抽出溶媒として使用するかの点において異なっている。抽出に用いるこれら2つの溶媒による分析値への影響を明らかにすることを通じて、基本分析法を統一可能かについて検討した。具体的には2つの溶媒のそれぞれを用いて、玄米イ

ンカード試料を対象にエトフェンプ ロックスとジノテフランの併行分析 (n=6)を行い、得られた分析値を比較し た。異なる溶媒を用いて得られる分析 値を比較すると、エトフェンプロック ス分析値の平均値は、アセトンを用い た場合に 0.177 mg/kg であり、アセト ニトリルを用いた場合に 0.174 mg/kg であった。同様にジノテフラン分析値 の平均値を比較すると、アセトンを用 いた場合に 0.322 mg/kg であり、アセ トニトリルを用いた場合に 0.318 mg/kg であった。溶媒ごとに得られた 分析値を一群として検定 (unpaird ttest)した結果、有意差は認められなか った(両側 95%信頼水準)。以上の結果 に基づき、玄米中のエトフェンプロッ クスとジノテフランは、アセトンとア セトニトリルいずれの溶媒を用いて も分析可能であり、有意差のない分析 値が得られると考えた。しかし、アセ トニトリルを用いた場合にアセトン を用いた場合に比べて、得られる分析 値のばらつきが、2つの分析対象化合 物に共通してわずかに大きくなった。 また、単一の農薬残留物を対象とした 分析法における抽出には、一般的にア セトンが用いられる。以上を考慮し、 抽出溶媒にはアセトンを選択し、 QuEChERS 法と比較するための基本 分析法とした。

②QuEChERS 法における振とう時間

本研究において使用したQuEChERS法は、QuEChERS法と呼称される多様性のある分析法の一群の中で、2008年に発表されたEU法:EN15662:2008を基に構築した。EU法では、分析試料に適宜水を加え、アセトニトリルを加えた後の振とう時間は1分間とされている。しかし、試料から残留物が容易に抽出されない場合には、振とう時間を20分程度まで延長するとの記載もある。そこで、振とう時間が分析値に与える影響について検討した。

玄米インカード試料にアセトンを加え、振とう時間を1分間、10分間、そして20分間として抽出を行い、その後分析法に従い操作して分析値を得た(n=2)。その結果、エトフェンプリテフランともに、振とう時間が長いほど分析値が大きくなるといった変化や違いは認められなかった。この結果を踏まえ、振とう時間による分析値への明らかな影響はないと判断し、本研究において使用するQuEChERS法においては、振とう時間を1分間とすることとした。

③管理用試料の分析

玄米インカード試料の分析時に、分析値の品質保証を目的として管理用 試料を分析した。管理用試料は、玄米 コントロール試料を基本分析法の場合には 10.0 g、QuEChERS 法の場合には 5.0 g 分取した後、濃度が 0.1 mg/kg になるようにエトフェンプロックス及びジノテフラン標準品を添加することで調製した。調製した添加試料をインカード試料と同一の分析条件下で、基本分析法、及び QuEChERS 法のそれぞれにより併行分析(n=6)した。

エトフェンプロックス分析値の平均値と RSD%は、基本分析法を用いた場合にはそれぞれ 0.11 mg/kg と 1.6%であり、QuEChERS 法を用いた場合にはそれぞれ 0.098 mg/kg と 4.0%であった。いずれの方法を用いた場合にも、回収率は70-110%の範囲に含まれており、分析が正常に行われたことが確認された。QuEChERS 法に比べ基本分析法による回収率が一定して高かったが、その原因は不明である。

ジノテフラン分析値の平均値とRSD%は、基本分析法を用いた場合にはそれぞれ0.095 mg/kgと3.6%であり、QuEChERS 法を用いた場合にはそれぞれ0.095 mg/kgと5.7%であった。いずれの方法を用いた場合にも、回収率は70-110%の範囲に含まれており、分析が正常に行われたことが確認された。

④インカード試料の凍結保存安定性

管理用試料を、インカード試料と同

一の条件(-20℃)で凍結保存し、0日目及び100日目に、基本分析法を用いて併行分析(n=2)した。その結果、エトフェンプロックス及びジノテフランともに、0日目と100日目に実施した併行分析の結果に、異常なばらつきは認められなかった。また0日目の分析値の割合(残存率%)を計算した結果、エトフェンプロックスとジノテフランのそれぞれについて98%及び99%であった。これらの結果により、エトフェンプロックスとジノテフランは、凍結保存されたらの結果において最低100日間は安定であることが確認された。

⑤インカード試料の分析通じた QuEChERS 法の性能評価

まず基本分析法を用いて玄米インカード試料を分析し、その結果に基づき農薬残留物濃度の値付けをした。次いで、QuEChERS法により得た分析値と付与値とを比較することで、QuEChERS法の性能評価を試みた。なお、本分析は試料調製後96日間凍結保存された試料を用いて行われており、先に示された凍結保存安定性の結果から、試料におけるエトフェンプロックス及びジノテフランの安定性への懸念はない。

玄米インカード試料を基本分析法、 及び QuEChERS 法のそれぞれにより 併行分析(n=6)した。玄米インカード試 料から得られたエトフェンプロック スの分析値は、基本分析法を用いた場 合には 0.187 mg/kg~0.201 mg/kg であ り平均値(付与値)は 0.19 mg/kg 、 QuEChERS 法を用いた場合には 0.161 mg/kg~0.170 mg/kg であり平均値は 0.16 mg/kg であった。QuEChERS 法を 用いて得られた分析値は、付与値に比 べて低く、unparid t-test を用いた検定 により、95%信頼水準で有意差が認め られた(P<0.01)。 先に述べたとおり、基 本分析法を用いた管理用試料の分析 において回収率が高めの値となった ことから、それら回収率の値を用いて インカード試料から得られた分析値 を補正した。基本分析法と QuEChERS 法により得られた分析値の補正値は、 それぞれ 0.176 mg/kg~0.189 mg/kg(平 均值; 0.181 mg/kg)、0.164 mg/kg~0.173 mg/kg(平均値; 0.167 mg/kg)となった。 これら補正値についても同様に検定 した結果、有意差が認められた。付与 値を真値とすると、QuEChERS 法の真 度は85%と推定され、わが国の検査に おいて使用される分析法の性能規準 を満たすことから、"妥当"な分析法で あるということはできるが、 QuEChERS 法を用いた場合の分析値 が基本分析法に比べて低値になる確 率は極めて高いと考えられる。

玄米インカード試料から得られた

ジノテフランの分析値は、基本分析法を用いた場合には 0.321 mg/kg~0.349 mg/kg であり平均値(付与値)は 0.34 mg/kg 、QuEChERS 法を用いた場合には 0.323 mg/kg~0.347 mg/kg であり平均値は 0.34 mg/kg であった。これらの分析値を対象に、unparid t-test を用いた検定を行った結果、95%信頼水準で有意差は認められなかった。以上の結果から、エトフェンプロックスの場合とは異なり、ジノテフランに関しては、QuEChERS 法により、基本分析法と有意差のない分析値を得ることが可能であることが強く示唆された。

エトフェンプロックス及びジノテ フランのオクタノール・水分配係数 (logPow)はそれぞれ 6.9 及び-0.549、水 溶解度は 0.0225 mg/L(20−25℃)及び 3.98×10^4 mg/L(20-25°C)であり、エト フェンプロックスは脂溶性が高く、ジ ノテフランは水溶性が高い。本研究に よって得られた結果を基に考察すれ ば、玄米の分析試料に含まれる脂溶性 が高い農薬残留物を対象に QuEChERS 法により得られる分析値 は、これまでに公的に示されてきた一 般的な分析法により得られる分析値 に比べ、一定の割合で低くなると推測 することも可能である。しかし、あく まで、単一試料に含まれる2種類の残 留物を分析した結果を比較し考察し たに過ぎず、明確な結論として一般化 することはできない。QuEChERS 法の 適用にあたり、分析用試料の粒径をよ り小さくする調製の方法や、水を試料 に添加した後の静置時間の延長につ いての検討など、技術的な課題もある。 以上を踏まえ、QuEChERS 法の性能に 影響を与える要素の特定や、多様な農 産品と農薬残留物との組合せについ て性能を評価するためのさらなる検 計が必要である。

CD-2. 残留物実態濃度に基づく海外 MRL への適合度の検証

本研究では、わが国からの代表的な 輸出農産品になる可能性があると考 えた米、茶、いちごを対象とし、これ ら3種の農産品に対して実施された検 査において取得された農薬残留物デ ータと諸外国が設定する MRL の値を 比較した。

解析の結果、諸外国には米を対象に 286 種の農薬の MRL が設定されており、そのうち 2013 年~2017 年にかけて実施された検査によって、国内産の米を対象に残留物データが取得された農薬は 233 種、取得されなかった農薬は 53 種であることがわかった。わが国においては、米(玄米)と精米を区別して MRL が設定されている。これに対し、諸外国における MRL 設定では、玄米と精米を区別する場合と、米(rice)として区別しない場合とがあっ

た。そこで、この MRL 設定の違いを 考慮するために、国内産の米から取得 された農薬残留物データを玄米と精 米とに区別した上で、諸外国が設定す る MRL と比較した。玄米から取得さ れた農薬残留物データと玄米を対象 とする MRL、精米から取得された農薬 残留物データと精米を対象とする MRL、両者を合わせた農薬残留物デー タと米(玄米・精米の区別なし)を対象 とする MRLとを、それぞれ比較した。

諸外国には茶を対象に205種の農薬の MRL が設定されており、そのうち検査によって残留物データが取得された農薬は135種、取得されなかった農薬は70種であることがわかった。いちごに関しては、287種の農薬にMRLの設定があり、そのうち検査によって残留物データが取得された農薬は235種、取得されなかった農薬は52種であることがわかった。

精米からは、諸外国が設定する MRL の値を超過する濃度で農薬残留物は 検出されず、超過する濃度の残留物は 全て玄米から検出された。残留物濃度 が MRL の値を超過した農薬について、 わが国が設定している MRL を調査す ると、その範囲は 0.5 mg/kg~3 mg/kg であり、いわゆる一律基準とされる 0.01 mg/kg に比べると最大で 300 倍に 相当する高い値であった。一方、該当 する農薬について諸外国が設定して いる MRL を参照すると、例えば Codex 委員会は MRL (Codex MRL; CXL)とし て、エトフェンプロックスに 0.01 mg/kg、クロチアニジンに 0.5 mg/kg、 ジノテフランに 8 mg/kg を設定してい る。CXLに準じて MRL を設定してい る国がある一方で、CXLの値に比べて もより低い値を MRL として設定して いる、あるいは不検出を求めている国 もある。CXLが8mg/kgに設定されて いるジノテフランを例とすれば、調査 対象とする国により、MRL として 0.1 mg/kg~1 mg/kg の値が設定されてい る他に、不検出が求められている場合 もあることがわかった。他の農薬につ いて、さらに低濃度の MRL が設定さ れている場合もある。そのような場合 には、わが国において設定されている MRL の値との乖離はさらに大きくな り、食品衛生法に基づく検査では適合 と判定されるものの、諸外国における 検査では不適合となる可能性が高い と考えられる。

茶についても、解析結果を同様に考察する。わが国において各種農薬を対象に設定されている MRL の値は、10 mg/kg~80 mg/kg の範囲にある。表 11 に示した農薬のうち、エトキサゾール、トルフェンピラド、フルフェノクスロンの CXL は、それぞれ 15 mg/kg、30 mg/kg、20 mg/kg に設定されており、調査対象とした国の中には、これら

CXL の値をそのまま採用している国も、一律基準に相当する濃度を MRL の値として設定している国もある。
CXL が設定されていない農薬については一般に、さらに低濃度の MRL が設定されている。検出された残留物の濃度が諸外国において設定されているとが示されたが、これはわが国において、高値の MRL が設定されている農薬が多数あることを反映した結果であると考えられる。

いちごを対象とした解析により、非 常に多くの農薬残留物データが諸外 国において設定されている MRL の値 を超過することがわかった。MRLの値 の超過件数が 10 件以上となった農薬 は 16 種確認されたが、わが国におい てそれら農薬を対象に設定されてい る MRL の値は 0.4 mg/kg から 10 mg/kg であった。諸外国が設定している MRL の例として CXL のいくつかを挙げる と、アセタミプリドには 0.5 mg/kg、イ ミダクロプリドには 0.5 mg/kg、ジフ ェノコナゾールには 2 mg/kg、チアク ロプリドには 1 mg/kg、フェナリモル には 1 mg/kg が設定されている。その 他諸外国では、MRL の値を 0.01 mg/kg とする場合あるいは不検出を求める 場合も多い。いちごに関しては、傷ま ないようにするためにも複数の種類 の農薬を適正に使用し栽培した結果

として妥当な残留物濃度が、MRLとして設定されている値を超過してしまう可能性が高いと考えられる。

上記の結果と考察は、輸出すること を想定していないあくまで国内流通 している国産品の検査を通じて取得 された農薬残留物データと諸外国が 設定するMRLの値との比較に基づく。 国内流通している農産品における残 留物濃度を国内基準値すなわち、わ が国において設定されているMRLの 値と比較し、適合を判定することを 目的とする検査において取得された 農薬残留物データであるため、取得 に関する分析の保証も検査の目的に 相応している。そのため、わが国にお けるMRLが高値に設定されている場 合には、分析法の検出下限値もそれ に応じて高値でしか保証されていな い場合がある。そのような場合、不検 出と報告されていたとしてもそれは

保証された高値の検出下限を指標と しており、実際の濃度は不明である。 そのため、諸外国が設定するMRLの 値との比較においては、検出下限値 として保証されている濃度に応じて、 判定が変化する可能性がある。例え ば、わが国においては、玄米を対象と した γ -BHCのMRLとして0.3 mg/kg が設定されているため、一律基準で ある0.01 mg/kgよりも高い濃度でし か検出下限を保証していない分析法 により検査される場合もある。しか し、諸外国では、MRLの値に0.01 mg/kgが設定されることや、不検出が 求められることもある。当然のこと であるが、これら規制上の指標設定 に対し、上記の検出下限値しか保証 しない分析法により取得した結果に 基づき適合判定することは適当では ない。

研究課題 3. 輸出可能性が高い農産品における残留物濃度の加工による変化に関する研究

A. 研究目的

わが国は1981年から30年連続し て貿易黒字が続く貿易立国であった が、2011年以降、貿易赤字を記録す るようになった。財務省の令和2年 度貿易統計(令和3年4月19日)によ ると、輸出額は69兆4873億円、輸 入額は68兆1803億円となっており、 輸出から輸入を差し引いた貿易収支 は 1 兆 3070 億の黒字になると推計 されている。貿易収支は3年ぶりの 黒字になったものの、輸出額は2年 連続の減少となっている。農林水産 物の輸出額は0.9兆円、輸入額は8.9 兆円で、純輸入額が 8.0 兆円にもな り、世界一の農林水産物純輸入国と なっている。このような状況を是正 するために令和2年4月に施行され た「農林水産物及び食品の促進に関 する法律」では、輸出拡大のための 方策の1つとして「輸出先国の食品 安全等の規制への対応」が挙げられ ている。例えば、国産農産品等の輸 出先国において、該当する品目に農 薬等の MRL が設定されていない場 合や、設定されていたとしてもその 値がわが国に比べ低い場合に課題が ある。暴露量の精密推定や農産加工 品を対象とした MRL 設定の必要性を検討するためのデータ取得を目的とする加工試験が、貿易量の大きな主要な農産加工品でしか実施されていないことも重要な課題である。

そこで本研究では、わが国からの 輸出可能性は高いがこれまでに加工 試験が実施されていない農産加工品 を OECD のガイドラインに加工係数 の収載がないことも参考として選定 し、各種農薬と組合せて加工試験を 実施し、加工係数等の重要な知見を 得ることを目的とした。 昨年度の 研究においては、わが国の主要農産 品である米を原料とするこめ油を対 象として選定の上、パイロットスケ ールでの検証を通じて試験設計を検 討した。本年度の研究においては、 こめ油に加えて米飯の加工試験を実 施し、加工係数とマスバランスを導 出した。

B. 研究方法

B-1. こめ油の製造

築野食品工業株式会社の協力により、研究課題 1 により作成されたインカード試料を原料とするこめ油がプラントスケールで製造された。稲

の収穫、脱穀、乾燥、脱ぷは、研究課題1により実施された。28.88 kgのインカード試料(玄米)を得た。得られた玄米を築野食品工業株式会社に冷蔵便で送付した。インカード試料(もみ殻及び稲わら)は日本ハム(株)中央研究所において冷凍保管した。

インカード試料(玄米)を精白度 10%でとう精し、3.12 kg の米糠を得 た。得られた米糠に対して5倍量に 相当する約 15 kg のヘキサンを加え て、数時間撹拌し米原油が溶解した ヘキサン層を分取した。残った糠に 対して1kgのヘキサンを加え、数時 間撹拌後、米原油が溶解したヘキサ ン層を分取し、上記と合一した後に ヘキサンを除去し、米原油を得た。得 られた米原油の重量は 340 g であっ た。この米原油に温水を加え混合し ガム質を除去する脱ガム工程、ヘキ サンを加えロウ分を除去する脱ロウ 工程、水酸化ナトリウム処理による 脱酸工程、酸性白土の処理による脱 色工程、及び 240℃で 533 Pa 以下の 状態で 2 時間水蒸気処理を行う脱臭 工程を経て、こめ油を製造した。本研 究では、脱臭油試料が市場流通する こめ油に相当すると考えた。こめ油 製造は、得られた米原油を等量に分 け、2試行で行った。加工試験の工程 と相当する工程の市販コメ油製造用 中間産物を選びコントロール試料と した。

B-2. 米飯の調理

米飯調理時の白米の研ぎ方には 様々な方法があり、調査の結果一様 とはならなかった。この結果を踏ま え、白米の研ぎ方により残留物濃度 ひいては加工係数に違いが生じるか を検証するため、本研究では株式会 社神明、及び福井精米株式会社が推 奨する2つの方法で白米を研ぎ、家 庭用炊飯器を用いて炊飯した。

株式会社神明により示されている 米飯の調理方法を以下に記す。炊飯 釜に約 480 g(3 合)の米を入れ、水 1 L を加え 2~3 回手早くかき混ぜ、水を 捨てる。この操作をさらに 2 回繰返 す。最後に水を約 550 mL 加え、30 分 間浸漬し、家庭用炊飯器の標準モー ドで炊飯する。

福井精米株式会社により示されている米飯の調理方法を以下に記す。 ザルに約 480 g(3 合)の米を広げ、米 全体に行き渡るように水 2 L を流しながら米を洗う。その後炊飯釜に米 を移し、水 1 L を加え、2~3 回手早くかき混ぜ、水を捨てる。最後に、水 を約 550 mL 加え、30 分間浸漬し、 家庭用炊飯器の標準モードで炊飯する。

上記2つの方法で調理し、米飯を得た。得られた米飯に、重量の1.15倍

の水を加え米粒が確認できなくなる 程度まで粉砕し、分析用試料を調製 した。

B-3. インカード試料の分析

インカード試料の分析は、一般財団法人日本食品分析センターが実施した。

B-3-1. 分析対象化合物

分析対象化合物は、ジノテフラン、エトフェンプロックス及びその代謝物であるエトフェンプロックスカルボキシ(α -CO)とした。

B-3-2.分析対象品目

稲わら、籾殻、玄米、糠、脱脂糠、 米原油、脱ガム油、脱ロウ油、脱酸油、 脱色油、脱臭油、白米及び炊飯米の 13品目を分析対象品目とした。

B-3-3.標準品

分析には以下の標準品を使用した。 エトフェンプロックス(Etofenprox) 標準品:純度 99.9 %(林純薬工業製) エトフェンプロックスカルボキシ(2-(4-ethoxyphenyl)-2-methoxypropyl-3phenoxybenzene)標準品(α-CO):純度 98.7 %(Dr.Ehrenstorfer 製)

ジノテフラン(Dinotefuran)標準品: 純度 99.8 %(富士フイルム和光純薬製)

B-3-4.試薬

アセトン、アセトニトリル、酢酸エチル、ジエチルエーテル、ヘキサンは関東化学株式会社製の残留農薬試験用、メタノールは関東化学株式会社製の高速液体クロマトグラフ用を使用した。塩化ナトリウム、酢酸アンモニウムは関東化学株式会社製の特級を使用した。 InertSep C18(1 g)、InertSep k-solute 5 mL 用はジーエルサイエンス株式会社製、Sep-pak Long Florisil(910 mg)は Waters corporation製を使用した。

B-3-5.試液の調製方法

ジエチルエーテル/ヘキサン混液 (1:9)は、ジエチルエーテル 100 mL と ヘキサン 900 mL を混合又は同割合 で混合し調製した。ヘキサン飽和ア セトニトリルは、アセトニトリル約 500 mL とヘキサン約 100 mL を混合 し、5分間振とう後静置してアセトニ トリル層を分取し調製した。水/メタ ノール混液(1:1)は、メタノール 500 mL と水 500 mL を混合又は同割合で 混合し調製した。1 mol/L 酢酸アンモ ニウム溶液は、酢酸アンモニウム 15.43gを水に溶解し200 mLとし、2 mmol/L 酢酸アンモニウム溶液は、1 mol/L 酢酸アンモニウム溶液 2 mL に 水を加えて 1000 mL とし調製した。

B-3-6.標準溶液の調製方法 B-3-6-1.標準原液調製法

エトフェンプロックス標準品 25 mg を精密に量り、50 mL 容全量フラスコに入れた。アセトンを加え、超音波処理をしながら溶解した後定容し、これをエトフェンプロックス標準原液(500 mg/L)とした。ジノテフラン標準のでである。 な -CO 標準品 5 mg を精密に量り、25 mL 容全量フラスコに入れた。アセトンを加え、超音波処理をしながら溶解した後定容し、これを α -CO 標準原液(200 mg/L)とした。

B-3-6-2.希釈用標準溶液調製法

エトフェンプロックス及びジノテフランは標準原液 1 mL をアセトンで 25 mL に定容し、 $20 \, \text{mg/L}$ とした。 α -CO は標準原液 2 mL をアセトンで 20 mL に定容し、 $20 \, \text{mg/L}$ とした。

B-3-6-3.測定用標準溶液調製法

20 mg/L の標準溶液を用いて、 0.0001 mg/L から 1 mg/L の範囲で希 釈し、試料からの農薬の検出濃度に 応じて検量線の範囲を選択した。

B-3-6-4.添加用混合標準溶液調製法

添加回収試験を行うための標準溶液は、試験試料、添加濃度に応じてアセトン、メタノールを用いて適宜調製した。

B-3-7.測定用溶液の調製

測定用溶液は、試料に応じて異なる 3 種の方法を用いて調製した。一例として玄米を対象とする測定溶液の調製方法を以下に示す。

玄米 10.0 g を採取し、水 20 mL を 加え2時間放置した。その後、アセ トン 100 mL を加え、ホモジナイズ後 吸引ろ過をした。ろ紙上の残留物に アセトン 50 mL を加え、再度ホモジ ナイズし、吸引ろ過をした。得られた ろ液を合一し、アセトンで 200 mL に 定容した。メタノール 5 mL 及び水 5 mL でコンディショニングした InertSep C18(1g)カラムに上記アセト ン抽出液 8 mL と水 20 mL を混合し た溶液を負荷後、水/メタノール混液 (1:1)を 10 mL 通液しカラムの洗浄を 行った。その後メタノール 10 mL で 溶出し、10 mL に定容した。メタノー ル定容液を1 mL分取し、減圧濃縮、 窒素乾固を行いヘキサン 5 mL に再 溶解した。これをあらかじめヘキサ ン 10 mL でコンディショニングした Sep-pak Long Florisil(910 mg)カラム に負荷し、ヘキサン5mLで洗浄しジ エチルエーテル/ヘキサン混液 (1:9)10 mL で溶出した。溶出液を減 圧濃縮、窒素乾固を行い得られた残 留物をメタノールを用いて 1 mL に 定容した。これを適宜希釈し、LC-MS/MS による測定に供した。

B-3-8.LC-MS/MS による測定条件

エトフェンプロックス及びα-CO

機種:LC部; Nexera X2(LC-30AD)

MS 部; LCMS-8050

解析ソフト: LabSolutions LCMS

(以上、島津製作所製)

カラム: InertSustain C18

内径 2.1 mm、長さ 150 mm、粒径 5

μm

(ジーエルサイエンス株式会社製)

オーブン温度:40 ℃

移動相:

A 液; 2 mmol/L 酢酸アンモニウム溶

液

B 液; メタノール

A 液: B 液(13:87)

流量: 0.2 mL/min

注入量:4 μL

コリジョンガス:アルゴン

モニターイオン等:エトフェンプロ

ックス(394、177 m/z)、 α -CO(408、177

あるいは 107 m/z)

ジノテフラン

機種:LC部; Nexera X2(LC-30AD)

MS 部; LCMS-8050

解析ソフト: LabSolutions LCMS

(以上、島津製作所製)

カラム: InertSustain C18

内径 2.1 mm、長さ 150 mm、粒径 5

μm

(ジーエルサイエンス株式会社製)

オーブン温度:40℃

移動相:

A 液; 2 mmol/L 酢酸アンモニウム溶

液

B 液;メタノール

A液:B液(80:20)

流量: 0.2 mL/min

注入量:2 μL

コリジョンガス:アルゴン

モニターイオン等: 203、113 m/z

C.D. 結果及び考察

1. 保管設備の温度モニタリング

研究課題 1 により作成されたインカード試料は試験開始まで日本ハム (株)中央研究所にて冷凍にて保管した。保管を開始した 2020 年 9 月 1 日より、6 時間毎に冷凍保管庫の温度モニタリングを行った。温度記録計は株式会社シロ産業の MI1TP-251-FRMを用いた。保存期間中の最も高い温度は-15.87 $^{\circ}$ C、最も低い温度は-20.43 $^{\circ}$ Cであり、試料保管設備の温度に異常が発生しなかったことが確認された。

2. こめ油の製造及び炊飯試験

マスバランスを確認するために、 本研究において実施したこめ油の加 工試験並びに米飯の調理を通じて扱った試料の重量並びに各試料におけ る農薬残留物濃度を測定した。加工 試験に伴う試料の重量は以下の通り

であった。玄米 28.88 kg をとう精し、 米糠 3.12 kg と白米 24.77 kg を得た。 白米は調理するまで冷凍保管した。 得られた米糠からヘキサン抽出にて 340gの米原油を得た。試験用試料と して 10 g 抜き取った後、330 g の米 原油を等分し、脱臭油までの製造工 程を 2 併行で実施した。各製造工程 で 5g を試験用試料として抜き取っ た。米原油を温水処理してガム層を 除去した脱ガム油の重量は、156gで あった。ヘキサン処理した脱口ウ油 の重量は143gであった。水酸化ナト リウム処理した脱酸油の重量は124g、 酸性白土処理した脱色油の重量は 113gであった。こめ油製造の最終工 程となる脱臭を行った脱臭油の重量 は105gであった。

農林水産省食料・農業・農村政策審議会食糧部会において纏められた資料「米をめぐる関係資料」(令和2年7月30日)において、国内の米の消費は67.3%が家庭内消費であると調理されていることから、米飯の調理は家庭用炊飯器を用いて行った。福井精米株式会社が推奨する2つの方法で3研光には、株式会社が推奨する2の方法で3併行のた。その結果0.48kgの自米から、1.1kgの米飯が得られ、調理方法や調理回による収量の違いは無方法や調理回による収量の違いは無かった。農薬残留物を含まない白米

を材料として、株式会社神明の方法 を用いて 1 回調理し、コントロール 試料を調製した。

3. 分析法の性能評価

本研究に用いる分析法の性能規準を、定量下限値(LOQ)が 0.01 mg/kg 以下であること、回収率が 70~120%であること、及び併行精度が 20%未満であることとして設定した。

分析法に規定された操作内容から 計算により推定されたエトフェンプ ロックス及び α -CO の定量下限値は、 炊飯米では 0.002 mg/kg、その他の試 料では 0.01 mg/kg であった。また同 様に計算により推定されたジノテフ ランの定量下限値は、全ての試料で 0.01 mg/kg であった。標準品を用いた 添加回収試験は、米飯が試料の場合 には 5 併行、その他の試料の場合に は 3 併行で実施した。添加試料の基 材として用いたコントロール試料か ら低濃度の分析対象化合物が検出さ れる場合があった。そのため、コント ロール試料から検出された濃度の影 響を受けずに分析法の性能を評価可 能な濃度として添加濃度を決定した。 決定した添加濃度は、検出された濃 度に応じて試料ごとに異なるが、最 大で 0.05 mg/kg であった。

添加試料の分析を通じて得られた 分析値から推定された併行精度は、 脱ガム油に含まれる α -CO が対象の場合に最大となり、8.5%であった。回収率は、エトフェンプロックスの場合には $80\sim106\%$ 、 α -CO の場合には $78\sim108\%$ 、ジノテフランの場合には $98\sim117\%$ と分析対象化合物と試料の全ての組合せを通じて、性能規準を満たした。以上の結果から、本研究において使用する分析法の妥当性が確認されたと判断した。

4. こめ油及び米飯の加工係数とマスバランス

稲わら、籾殻、玄米、糠、脱脂糠、 米原油、脱ガム油、脱ロウ油、脱酸油、 脱色油、脱臭油、白米及び米飯の 13 品目を分析対象品目とした。米飯は 併行で調理して得た 2 試料を混合す ることなく独立で分析した。その他 の試料については、2 併行で製造した 場合であっても、調製された 2 試料 から採取した等量の混合により 1 試 料を調製し分析した。

マスバランスは、加工試験においてえられた加工工程ごとの試料重量に相当する試料から得た分析値を乗じて計算により求めた。米飯調理におけるマスバランスの計算では、得られた精米を全て調理したと仮定して計算した。加工係数は、玄米をRAC(raw agricultural commodities)として、こめ油と米飯についての導出

を試みた。エトフェンプロックス、ジ ノテフランを対象として加工係数の 導出を試みた。また、エトフェンプロ ックスの代謝物である α -CO 濃度を 分子量に基づきエトフェンプロック ス濃度に換算することで総エトフェ ンプロックス濃度を求めた後に加工 係数の導出も試みた。

玄米・インカード試料をとう精して得た糠と白米の分析結果から、玄 米に残留するジノテフランの大部分が糠層ではなく白米となる部分に局在していることが明らかとなった。こめ油の製造において、糠に存在するジノテフランは、ヘキサン抽出された。ジノテフランの logPow は-0.5であり、この物理的・化学的特徴に一致する結果であると考えられた。

JMPR により作成された報告書によると、ジノテフランは pH 11 やpH13のようなアルカリ条件下では加水分解により 45 時間程度で半減し、pH4~9の酸性から弱アルカリ条件下では安定であることが報告されている。本研究により得られたマスバランスからは、米飯調理時の加熱を含む一般的な条件では、白米に含まれるジノテフランの約 8 割が米飯に残存することが確認された。

エトフェンプロックスのマスバラ ンスは、玄米において 4.072 mg、糠 において 1.657 mg、白米において 0.803 mg と算出された。上記の結果、 及び糠を原料として製造された各工 程のこめ油に対するマスバランスの 計算結果からは、糠におけるエトフ ェンプロックス量が低値で計算され ていると考えられるが、原因は不明 である。こめ油製造の各工程につい てエトフェンプロックスのマスバラ ンスを計算した結果、米原油におい ては 2.508 mg、温水処理による脱ガ ム油においては 2.340 mg、ヘキサン 処理による脱ロウ油においては 2.196 mg 水酸化ナトリウム処理によ る脱酸油においては 1.954 mg、酸性 白土の処理による脱色油においては 1.374 mg となった。米原油を起点と すると、市場流通する製品に相当す る脱臭油におけるエトフェンプロッ クスの量は半分程度に減少する。し かし、玄米におけるエトフェンプロ ックス濃度を母数として導出した加 工係数は、米原油の53.9から脱色油 の 43.1 までは大きな変化がなく、 JMPR 報告書により述べられている 1N NaOH や 1N HCI で安定であるこ とと一致する結果であると考えられ た。エトフェンプロックスの量は脱 臭工程により大きく変化し、マスバ ランスでみると、脱色油における 1.374 mg から脱臭油における 0.433 mg、加工係数でみても、43.1 から 14.6

と約30%に減少した。JMPR 報告書では、エトフェンプロックスは、80℃で3ヶ月間安定であり100℃で部分的に分解すると述べられており、蒸気圧下では熱に比較的安定であると考えられる。本研究により、これまでに得られていた知見に加え、減圧下での240℃加熱というコメ油の製造に必要な特異な物理的条件下では、分解が起こることが示唆された。

本年度の研究においては、logPowの値が極端に大きいエトフェンプロックスと極端に小さいジノテフランを対象農薬として選定して、コメ油の加工試験、並びに米飯調理について検討した。本研究の最終的な目的である国産農産品の輸出促進に繋がるよう、今後も引き続き輸出可能性の高い農産加工品と農薬の組合せを模索しつつ検討を重ね、精緻な研究を遂行していく必要がある。

研究課題 4. MRL 設定に関わる残留物の定義、MRL 設定やインポートトレランス設定に利用可能なデータセットに関する研究

A. 研究目的

令和元年 6 月に政府は、「農林水産物・食品の輸出拡大のための輸入国規制への対応等に関する関係閣僚会議」において、国内農産品等の輸出拡大に向けた対策として、「輸出拡大のための相手国・地域の規制等への対応強化(工程表)」(以下「工程表」)を策定し、厚生労働省に対して積極的な関与を求めている。

以前は、農林水産省や農薬製造事業者が輸出先国に、厚生労働省が食品衛生法に基づいて設定した MRL を受け入れることを依頼してきた。しかし、作物残留試験の例数が 2 例では、海外先進国で MRL を設定するには不十分とされており、追加の作物残留試験の農薬製造事業者による実施に対して農林水産省が資金援

助をし、その結果を活用して、輸出 先国に対してインポートトレランス を農薬製造事業者が申請している。

昨年度、農林水産省においてインポートトレランス申請のための研修を実施するとともに、厚生労働省と農林水産省の協議を設定し、作物残留試験が8例あり、欧米等輸出先国にインポートトレランスを申請できる状態にある農薬については、厚生労働省が優先的にMRLを見直すことが決定された。

今後、欧米でインポートトレラン スをより容易に取得するためには、 農林水産省だけでなく厚生労働省も、 JMPR や欧米諸国がどのように農薬 の MRL を設定しているのかをしっ かりと理解する必要がある。加えて、 MRL 設定及び暴露評価それぞれの 目的に応じた残留物の定義が国ごと に異なれば、同じ作物残留試験デー タを活用しても異なる数値の MRL が設定されたり、暴露評価が示す安 全性の程度が異なる結果となったり する可能性がある。つまり、世界標 準で残留物の定義を決定できること が、国内における MRL の設定並び に Codex MRL(CXL)受入の判断とイ ンポートトレランス申請による MRL 設定に不可欠である。

現在、OECD Working Group on Pesticides 傘下の Residue Chemistry

Expert Group(RCEG)の下部組織である Drafting group on Definition of Residue が、残留物の定義に関するガイダンス文書(GD)の改訂版を策定中であるため、日本の状況を科学的に適切であれば改訂 GD に反映するため、及び改訂 GD が設定されればそれを国内の MRL 設定のガイドラインにも反映するため、Drafting Group の会議に積極的に参加する必要がある。

また、2019 年に厚生労働省は、MRL 設定のための基本原則を改訂し、OECD の Zoning Project 報告書を参考に、海外で実施された作物残配を高しているか、Proportionality の原国とのできる場合には、わが国の GAP に関連を適用できる場合には、わが国の MRL 設定に使用できることをできることが国の GAP が、世界でもさいるが国の GAP が、世界でもさいるが国の GAP が、世界でもさいるが国の GAP が、世界でもさいた。わが国の GAP が、世界でもさいた。から、海外で実施さいた作物残留試験が、実際に MRL 設定に使用可能であるかどうかを、 なびまりが、 実際に MRL 設定に使用可能であるかどうかを表現して検証する。

B. 研究方法

1. Drafting Group on Definition of Residue への参加

Drafting Group on Definition of Residue(Drafting group)は、2018年に設置され、2018年12月にジュネーブで会合を持ち、今後検討すべき論点を検討した。その任務は残留物の定義にどのような代謝物をどのような理由で含めるのかについて OECD

ガイダンス文書を作成することである。分担研究者である山田友紀子博士は、本 Drafting Group に 2019 年夏から参加している。2020 年度においては、1 年を通じて Web 会議システム(Zoom)を活用したリモート会議及び残ぼ 5 週間に 1 度の頻度で開催されており、それに参加し適宜発言した。さら労働者と共有した。なお、毒性サブグループもリモート会議を開催している。

COVID-19 の世界各国におけるまん延のため、本来パリの OECD 本部で実施される予定であった 2020 年度の会議は、11月17日及び19日にそれぞれ日本時間 20 時から 24 時まで、Zoom を用いたリモート会議として実施された。会議における議論と決定の概要を「結果」で報告する。

2.2. 海外で実施した作物残留試験 が、国内の MRL 設定に使用可能で あるかどうかの検証

- (1)どのような農薬/食品の組合せに ついて検証するかの特定
 - ・リスクに基づく考え方で特定
 - ・わが国で出荷量の多い農薬(カットオフ:10万トン)を特定
 - ・そのうち、JMPR で評価されて いる農薬を特定
 - ・わが国で消費量がある程度以上 多く、農薬残留物の摂取に寄与す る可能性の高い食品を特定。ただ し、MRL 設定の対象とならない加

工食品は除く(または可能であれば一次産物と合算)

- ・消費量の多い食品のうち、輸入 に依存している食品を特定
- (2)上記で選んだ有効成分について、わが国の使用基準を調査するとともに、上記で特定した食品について JMPR に提出された作物残留試験があるかどうかを調査

C.D. 結果及び考察

1. Drafting Group on Definition of Residue への参加

2020 年度における議論の中心は、 暴露評価用(リスク評価用)の残留物 の定義である。昨年度の議論を引き 継いで、現在の議論のポイントは以 下の通り。

- (1)残留物の定義に入れるかどうか を決定するための Decision tree とそ の説明文の策定
 - ・毒性評価者に諮問して、毒性学的 な情報を求めるべき代謝物の決定 のためのカットオフ値について

食品については>10% TRR 及び 0.01 mg/kg、飼料については>10% TRR 及び 0.05 mg/kg に合意。また、食品については<10% TRR であっても、critical GAP において 0.05 mg/kg 以上の代謝物を含む。GAP に整合するかどうかを常に考慮する必要があることが強調されている。従って、残留評価をする厚生労働省は責任をもって残留物を特定しなければならない。

・暴露評価で総暴露量の何%まで

カバーすれば、十分な安全性を確保したことになるのか(75%、80%またはそれ以上か?)

これについては、厚生労働省の 考え方を聞き取り Drafting Group に 提供。

・本件については、合意が近い。

(2)Conjugates と Bound residues について

- ・代謝試験における conjugates と bound residues の定義の明確化
- →Conjugates は通常抽出可能な代謝物、Bound residue は抽出されない代謝物で、強い共有結合をしているか、天然物に取り込まれているもの
- ・ぶどう糖やグルクロン酸との conjugates と、グルタチオン、アミノ酸、硫酸との conjugates のうち、どれを暴露評価の対象に入れるか、また、それらを conjugates として扱うのか、conjugates と遊離の合計として扱うのか?
- ・Conjugates が人の体内の条件で、 遊離するかどうか、つまり、生体内 で吸収され、毒性を発揮するかど うか?
- →代謝試験における抽出条件として、6 mol/L の酸や塩基中で高温加水分解したり、電子レンジで分解したりするなどの過酷な条件は不適切
- →生理学的条件を反映する条件を 定義することとする
- →毒性学的な検討も必要

・検討は未だ初期段階

(3)代謝試験で同定されない代謝物を、暴露評価に入れるかどうか

- ・同定されない代謝物の比率が高い場合、現行の方法では暴露を過 小評価する可能性
- ・同定されないもののうち、特性解明により、天然物や、消化管では分解されないと考えられる代謝物及び毒性学的懸念のない物質を除いて、他を暴露評価に加えるとの提案
- ・残留サブグループでは、本件の重要性を認識し、一部の基本概念について GD に入れることに合意したが、主要な内容については OECD の別のフォーラムで議論するべきとの意見であった。

(4)TTC アプローチの利用

- ・毒性情報のない代謝物について、Thresholod of Toxicological Concern アプローチ (TTC アプローチ)を活用すべきかどうかは、毒性評価者が決定
- ・これまで通りのやり方で実行するのか、類似した構造を持つ代謝物を統合して計算するのかどうか?
- ・急性参照用量(ARfD)が設定されている場合に、TTC アプローチが使えるかどうか?
- ・検討が始まったばかりであり、毒 性サブグループとの連携が必要

(5)それ以外の課題

- ①何度も、残留評価者と毒性評価者との間の継続した連携やコミュニケーションが必要であることを強調②1つの化合物で農薬としての利用の他に、動物用医薬品としての利用もある場合のMRL設定と暴露評価→JECFAの専門家を招いているが、参加はない
- ③立体異性体(優先度は低い)
- ④飲料水、魚、はちみつ等における農薬残留物について
- →魚、はちみつ等については OECD の他のグループによる検討や EFSA のガイドラインを参考にする
- ⑤スケジュール: 2021 年秋に RCEG に Peer review を依頼する予定で、 2021 年末までに完了予定。
- 2. 海外で実施した作残試験が、国内 の MRL 設定に使用可能であるかど うかの検証
- (1)農薬/食品の組合せの特定
- ・リスクに基づく評価のために、わ が国において使用量の多い農薬と消 費量の多い食品の特定を試みた
- ①農薬の特定
- ・使用量のデータはわが国にはないため、国内での年間出荷量を使用した。2019年度において出荷量が10万トンより多い農薬の有効成分を選択した。それに合致するものは51成分であった。そのうち除草剤は22剤、殺菌剤は20剤、殺虫剤は9剤であった。出荷量が最大であったのは1,3-ジクロロプロペンであったが、本有効成分はJMPRでは評価されていな

11

・上記の出荷量のデータは、農薬有効成分の農林水産省名に基づいて集められたものである。一方、JMPRがすでに作物残留試験を評価したかどうかを知るためには、農薬有効成分について、JMPRや海外諸国において使用されている ISO 名を知る必要がある。

上記の農林水産省名が ISO 名と異なっていたり、ISO の命名ルールに従っていなかったりする場合がいくつもあった。また、農林水産省名には一貫したルールがあるようには見えず、最近になると ISO 名により近くなっている。

国産農産品等の輸出促進の観点からは、農薬有効成分及び残留物の名称に ISO 名を使用することが望ましい。また最近では、厚生労働省は ISO 名を使う傾向にある。

・それらのうちから JMPR で評価されている有効成分を特定した。グループとして評価されているものを含めて、24 剤が特定された。このうち、わが国における出荷量の最大のものはグリホサートであり、出荷量としては 2 位に位置する。

②食品

・厚生労働省において、農薬残留物の経口暴露評価に使用している食品消費量データから、食品全体の消費量に対して 0.01%以上を占める食品を選択した。作物残留試験を実施できる食品であることが必要であるため、加工食品は除いたが、収穫後、加

工して摂食する作物は含めた。

- ・作物残留試験が活用できるかどうかの検証が主目的であるため、細かい分類に位置する食品は、より多く消費されている食品が含まれている限り、除外した。
- ・その結果、61 食品が特定された。 分類の中の複数の食品が含まれている場合(例、かんきつ類におけるうん しゅうみかん、いよかん、なつみかん、 オレンジ類)や、同じ作物の成熟、未 成熟の食品が含まれている場合(例、 大豆、えだまめ)があった。
- ・これらのうち、農林水産省が作物 残留試験の目的のため「生産量が特 に多い作物」に分類しており、使用登 録がある作物には 6 例の作物残留試 験 が 要 求 さ れ て お り 、 OECD Calculator が使用できる条件を満た すので、本研究では優先度を低くす る。
- ・しかし、「生産量が特に多い作物」 に分類されている作物に適用のない 農薬の場合は、検討の対象とする。特 に、わが国の消費量の大部分を輸入 に頼っている小麦、だいずについて は、検討対象として優先度が高い。
- ・「生産量が特に多い作物」は以下のとおりである(飼料作物は除く)。

稲、小麦、みかん、かき、なし、りんご、キャベツ、きゅうり、すいか、だいこん、たまねぎ、トマト、なす、にんじん、ねぎ、はくさい、ほうれんそう、レタス、かんしょ、ばれいしょ、だいず、茶。

・消費量が多くても、わが国での生

産が少ない食品の場合、国内に適用がなければ、JMPRで評価した作物残留試験を国内の MRL 設定に使用可能である。ただし、特定の国からインポートトレランス設定の申請があれば、その国の GAP に基づいて MRLを設定する必要がある。そのような作物としては、バナナ、パイナップルなどがある。

(2)特定した農薬についてわが国の使用基準を調査するとともに、特定した食品について JMPR に提出された作物残留試験があるかどうかを調査・現在、JMPR の評価があるものについて、上から 5 有効成分(glyphosate, mancozeb, sodium bentazone,

E.健康危険情報(研究班の活動全体を 通じて)

なし

- F.研究発表(研究班の活動全体を通じて)
- 1.論文発表

なし

2.学会発表

渡邉敬浩,松田りえ子,畝山智香子: 国内農薬残留検査データと海外 MRL の比較,第43回残留農薬分析研究会, 2021,11.06

3. 特記事項

· Meeting of the Drafting Group on

chlorothalonil, captan)について、わが 国のGAPを記述するとともに、JMPR に提出された作物残留試験との比較 を実施中である。さらに、もし海外で 実施された作物残留試験があれば、 わが国におけるMRL 設定に使用で きるかどうかを検討する。

・ただし、これらは古い農薬である ため、glyphosate 以外は、日本以外で 登録が抹消されている場合があり、 その場合は古いデータを活用するの ではなく、これらに次いで出荷量の 多い農薬について検討することとす る。

Definition of Residue (Subgroup of the Residue Chemistry Expert Goup, RCEG)(2020年11月17日及び19日、日本時間20時から24時まで、Zoomによるリモート会議)に参加

- ・Zoom meetings of the Drafting Group on Definition of Residue(平均 5 週間で 1回。1回当たり 1.5 時間)に参加
- ・Zoom meetings of the Drafting Group on Definition of Residue - Residue Subgroup (平均 5 週間で 1 回。上記の 1 週間前に実施。1 回当たり 1.5 - 2 時間)

G.知的財産権の出願・登録状況(研究班 の活動全体を通じて

なし